

令和4年第3回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年3月10日（木） 午後1時30分から午後2時20分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 （13人）

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	2番	服部 茂
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	12番	園田 正夫
	13番	中村 安秀
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	18番	木村 正樹
	20番	堀井 吉夫

4. 欠席委員 （7人）

3番	狩野 雅史
4番	奥村 郁雄
5番	稲田 正文
6番	村田 清美
10番	森澤 明
11番	上田 國和
14番	奥 哲郎

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 4 議案 第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について（利用権貸借）

日 程 第 5 議案 第 6号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

日 程 第 6 報告 第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第 5号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第 6号 地目変換届について（専決）

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は新型コロナウイルス感染防止のため減員して行います。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中9名、推進委員6名中4名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第3回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、16番 森島委員、17番 新井源吾委員よろしくお願いたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号2番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号2番について説明いたします。</p> <p>土地の所在は、城陽市中 地目は田 面積806平方メートル</p> <p>譲渡人は 城陽市中 ●● ●●</p>

願ひ致します。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第4、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明します。

利用権設定の新規設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市中 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。担い手として幅広く農業経営をされており、農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号6番について事務局から説明いたします。
本案件は借受人が議席番号●●番の●●委員が借受人となっている案件です。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該
議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。
委員の退席をお願いします。
(関係委員退席)

会 長 それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。

事務局 受付番号6番について説明します。
本案件は令和1年5月1日～令和4年4月30日までの期間で設定された利用権設
定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●● ●●さんについては、●●地区において水稻を中心に耕作され農地
を適正に管理しておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
案件が終わりましたので●●委員の入室をお願いします

会 長 受付番号7番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号7番について説明します。
本案件は令和1年5月1日～令和4年4月30日までの期間で設定された利用権
設定の再設定です。使用貸借です
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。息子とともにいちじく、トマトを中心に農業経営され農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号8番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号8番について説明します。
本案件は令和3年5月1日～令和4年4月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市中 ●● ●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。水稻を中心に耕作されており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号8番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をたし
ているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号9番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号9番について説明します。
本案件は平成28年5月1日～令和4年4月30日までの期間で設定された利用権
設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。トマトを中心に農業経営され、息子も就農されており農地は適正
に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号10番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号10番について説明します。
本案件は令和1年5月1日～令和4年4月30日までの期間で設定された利用権設
定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市奈島 ●●●● ●●●●●●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。花卉を中心に幅広く農業経営されており農地は適正に管理されて
いるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号11番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号11番について説明します。
本案件は令和3年6月1日～令和4年5月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。退職後、野菜を中心に耕作されており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

受付番号12番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号12番について説明します。
本案件は令和3年5月1日～令和4年4月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●● ●●さんについては、富野で水稻、水主で野菜を中心に耕作されていますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号12番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号13番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号13番について説明します。
本案件は令和1年5月1日～令和4年4月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市水主 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●● ●●さんについては、水主で水稻、野菜を中心に適正に管理されて耕作されていますことを●●委員に確認しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号13番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号14番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号14番について説明します。

本案件は令和1年5月1日～令和4年4月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●●●● ●●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。水稲作付けやイチジク栽培を幅広くされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号14番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号15番16番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号15番について説明します。

本案件は令和1年5月1日～令和4年4月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号16番について説明します。
本案件は利用権設定の新規設定です。使用貸借です
内容は議案書のとおりです。

借り手はどちらも城陽市富野 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。水稻やイチジク栽培を中心に家族で耕作されており農地は適正に
管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号15番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号16番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第5、議案第6号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し受付
番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
被相続人は、城陽市観音堂 ● ●●
相続人は、城陽市観音堂 ● ●●
相続開始年月日は令和3年5月18日です。
資料2に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。申請されている圃場は適正に管理されているので問題ないと考え
ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第6、報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決し
ました。受付番号2番から5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

事務局 受付番号3番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

受付番号4番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市観音堂 ● ●●です。

受付番号5番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市久世 ●●● ●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

会 長 日程第7、報告第5号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しま
した。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号1番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市久世 地目は畑 面積145平方メートル

届出者は 城陽市久世 ●●● ●

場所は市街化区域です。

住宅建築のためです。

雨水は前面道路側溝に排水、汚水は公共下水道に接続します。

届出者から以前から宅地として使用していたことについて顛末書が提出されています。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

・市道に関する工事を行う場合は道路法24条による協議をしてください。

・里道を取り込まないよう注意してください。

・里道に関する工事を行う場合は里道等管理条例第7条第1項に基づく協議をしてください

・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。

・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

都市政策課からは

・建築確認申請の際には、市都市政策課と事前協議が必要となります。

との意見が付されています。

資料3に位置図等を添付しております。

会長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員

報告いたします。以前から宅地として使用していたとのことであったが、現地確認時に解体中であったため住宅の確認は出来ませんでした。併せて、申請者の他の農地を確認しましたが良好に管理されておりました。申請の周辺地は市街化区域内であり顛末書を提出されているので問題はないと考えますのでよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

●●委員

建築確認申請により、住宅存在の確認ができるのではないのでしょうか。

事務局

建築確認申請までは確認しておりませんが、現在は更地になっております。

会 長 他にご意見・ご質問はございませんか。

受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積2,029平方メートル 他1筆 計2筆 合計2,336平方メートル

届出者は 城陽市寺田 ●● ●●

場所は市街化区域です。

露天資材置場として使用するためです。

雨水は前面道路側溝に排水します。

環境課からは

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

- ・市道に関する工事を行う場合は道路法24条による協議をしてください。
- ・里道を取り込まないよう注意してください。
- ・里道に関する工事を行う場合は里道等管理条例第7条第1項に基づく協議をしてください
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・●●●●●●●●●●西側に存する城陽市が管理する●●●●●●排水路に注意してください。水路に関する工事を行う場合は別途協議が必要です。

都市政策課からは

- ・建築行為を行う場合は、開発許可が必要となる場合があるため、事前に京都府山城城北土木事務所と市都市政策課へご相談ください。

との意見が付されています。

資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。周辺は住宅等で囲まれており、所有地内の西側には水路があり水稲耕作されておりました良好な農地ではありますが、市街化区域であるので、残念ながら転用については問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

- 委員 転用目的は資材置場ということですが申請者の資材置場としては面積が広すぎるのではないですか。
- 事務局 資材置場として、建設会社に貸付されると聴いております。併せて、●●委員から報告がありました所有地内の西側水路につきましては、市が管理しており、転用申請と並行して管理課へ寄付する方向で協議されております。
- 委員 近隣住民からの苦情が発生しないよう指導をお願い致します。
- 会 長 他にご意見・ご質問はございませんか。
- 受付番号3番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号3番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積264平方メートル
届出者は 城陽市寺田 ●● ●●
- 場所は市街化区域です。
露天駐車場として使用するためです。
雨水は前面道路側溝に排水します。
届出者から以前から駐車場として使用していたことについて顛末書が提出されています。
- 環境課からは
- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
- 管理課からは
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法24条による協議をしてください。
 - ・都市下水路に関する工事を行う場合は下水道法及び城陽市都市下水路条例による協議をしてください。
 - ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
 - ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- 都市政策課からは
- ・建築確認申請の際には、市都市政策課と事前協議が必要となります。
- との意見が付されています。
- 資料5に位置図等を添付しております。
- 会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。
- 担当委員 報告いたします。周辺地は市街化区域内であり顛末書を提出されているので問題は

ないと考えますのでよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので
日程第7を終了します。

日程第8、報告6号 地目変換届について専決しました。受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
内容は議案書のとおりです。

届出人は、城陽市寺田 ●●●● ●●●● ●●●●● ●● ●●
資料6に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)
ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第3回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いいたします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員

